

国立大学法人東京学芸大学旅費細則の一部を改正する細則を次のように制定する。

平成22年2月3日

東京学芸大学長

鷺山恭彦

平成22年細則第1号

国立大学法人東京学芸大学旅費細則の一部を改正する細則

国立大学法人東京学芸大学旅費細則（平成16年細則第13号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学旅費細則の一部改正について

改正理由：事務の効率化に資する事務処理及び書式の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(出張の報告)</p> <p>第16条 <u>旅費の支給を受けようとする者及び概算払に係る旅費の支給を受けた者</u> (本学の役職員に限る。)は、当該旅行を完了した後、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除き、旅行の完了した日の翌日から起算して2週間以内に、<u>当該旅行について出張報告書(別紙様式第6)により報告しなければならない。ただし、当該旅行が旅行命令どおりの出張であり、添付書類等によりその用務が明らかであると旅行命令権者が認めた場合は、旅行命令伺の出張報告欄による報告に代えることができる。</u></p> <p>[省略]</p> <p><u>別紙様式第1(第6条関係)「旅行命令簿等」</u> (別紙B参照)</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この細則は、平成22年4月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(出張の報告)</p> <p>第16条 <u>旅費の支給を受けた者</u> (本学の役職員に限る。)は、当該旅行を完了した後、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行の完了した日の翌日から起算して2週間以内に当該旅行について、<u>出張報告書(別紙様式第6)により報告しなければならない。</u></p> <p>[省略]</p> <p><u>別紙様式第1(第6条関係)「旅行命令簿等」</u> (別紙A-1, A-2, A-3, A-4, A-5, 参照)</p> <p>[省略]</p>

※ 別紙A-1, A-2, A-3, A-4, A-5として改正前の「旅行命令簿等」を、別紙Bとして改正後の「旅行命令簿等」をこの新旧対照表に添付。